

【記載例 2】（国外転出）

令和元年 8 月 23 日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限までに確定申告をする場合（国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合）

- 1 国外転出の時（令和元年 8 月 23 日）に所有等している対象資産
上場株式（銘柄等：A 不動産）【上場株式等に該当】
 - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000 円
 - ・「取得費」 100,000,000 円
- 2 令和元年（平成 31 年）中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産
 - (1) 上場株式（売渡日：平成 31 年 2 月 21 日）【上場株式等に該当】
 - ・「収入金額」 1,400,000 円
 - ・「必要経費」 1,014,000 円
 - ・「差引金額」 386,000 円
 - (2) 未公開株式（売渡日：平成 31 年 4 月 25 日）【一般株式等に該当】
 - ・「収入金額」 350,000 円
 - ・「必要経費」 200,000 円
 - ・「差引金額」 150,000 円
- 3 給与収入
 - ・「収入金額」 17,200,000 円
 - ・「所得金額」 15,000,000 円

《記載手順》

時
外
転
出
の
届
出

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。（2 ページ参照）

確
定
申
告
期
限
ま
で
に
提
出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。
（3～4 ページ参照）



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（5 ページ参照）



「申告書 B 第一表」、「申告書 B 第二表」、「申告書第三表」を作成します。（6 ページ参照）
※ 申告書 B 第一表及び第二表の記載方法は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」を参考にしてください。

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署受付印

1 0 7 0



所得税・消費税の納税管理人の届出書

納税地	住所・居住地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒○○○-××××) ○市××町△△1-2-3 (TEL ○○○ - △△△ - ××××)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ	コクゼイ イチロウ		
氏名	国税 一郎	生年 月日	大正 昭和 平成 令和 35 年 1 月 12 日生
個人番号	○ : ○ : ○ : ○ △ : △ : △ : △ × : × : × : ×		
職業	会社員	フリガナ	
		屋号	

所得税・消費税の納税管理人として、次の者を定めたので届けます。

1 納税管理人

〒××× - ××××

住所

(居所) ○市××町△△4-5-6

フリガナ

トウキョウ タロウ

氏名

東京 太郎

本人との続柄（関係）

関与税理士

職業

税理士

電話番号

△△△ - ××× - ○○○○

2 法の施行地外における住所又は居所となるべき場所

789, ×××, △△△, ○○○○

3 納税管理人を定めた理由

海外勤務のため

4 その他参考事項

- (1) 出国（予定）年月日 平成 帰国予定年月日 平成
(令和) 元 年 8 月 23 日 (令和) 4 年 8 月 23 日

- (2) 国内で生じる所得内容（該当する所得を○で囲むか、又はその内容を記載します。）

事業所得 不動産所得 給与所得 譲渡所得

上記以外の所得がある場合又は所得の種類が不明な場合（ ）

- (3) その他

国外転出時課税の適用予定

関与税理士
東京 太郎
(TEL △△△ - ××× - ○○○○)

税務署 整理 欄	整 理 番 号 0	関係部門 連 絡	A	B	C	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済
						確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）	

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和 元 年分】

整理番号

【平成三十一年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

住 所	○市××町△△1-2-3		フリガナ 氏 名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)
		東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)		

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☒ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有	☒ 国外転出の日	R 元 年 8 月 23 日	・ H21 年 8 月 23 日 ～ R 元 年 8 月 22 日
	☒ 無	☐ 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	年 月 日 (年 月 日)	
☐ 贈与、相続又は遺贈の 場合(所法60条の3)	☐ 有	☐ 贈与の日	年 月 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	☐ 無	☐ 相続開始の日	年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区 分	氏 名	住所（又は居所）
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円
	雑所得 (その他)			
	総合課税 譲渡	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡	120,000,000	100,000,000	20,000,000
	先物取引			

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得 (営業等)	円	円	円
	雑所得 (その他)			
	総合課税 譲渡	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資6-100-A4統一) R1.11

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 (収入金額)	氏 名	国 税 一 郎	
					取得費	取得等年月日	所得区分
株式 (上場株式等)	A不動産	5,000株	甲証券 本店	120,000,000 円	100,000,000 円	H25・1・11	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般(上場)先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						・ ・	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
計				120,000,000 ①			

(注) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のA」+「6のB」+「7のC」)	120,000,000 ②	※ ② ≥ 1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60条の2）」の適用があります。
--	---------------	--

【令和 元 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3		フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)
			東京 太郎	(△△△-×××-〇〇〇〇)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一 般 株 式 等	上 場 株 式 等
収 入 金 額	譲 渡 による収入金額	①	350,000 円	121,400,000 円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表㉔へ 350,000	申告書第三表㉔へ 121,400,000
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取 得 費 (取得価額)	④	200,000	101,000,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		14,000
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦	200,000	101,014,000
特定管理株式等のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (※1) (△を付けないで書いてください。)			⑧	
差 引 金 額 (③-⑦-⑧)			⑨	150,000
特定投資株式の取得に 要した金額の控除 (※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)			⑩	
所 得 金 額 (⑨-⑩) (一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。 上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。)			⑪	申告書第三表㉖へ 150,000
本年分で差し引く上場株式等 に係る繰越損失の金額 (※3)			⑫	黒字の場合は申告書第三表㉖へ 20,386,000
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑪-⑫)			⑬	申告書第三表㉗へ 150,000
				申告書第三表㉗へ 20,386,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合の「上場株式等」の①から⑨まで

特例適用各立

措 法 条 の

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書

この【記載例2】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありますので、「一般株式等」欄には、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等 (1 ページ事例説明 2 (2) 参照) を記載し、「上場株式等」欄には、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等 (1 ページ事例説明 2 (1) 参照) と 3 ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を合計した金額を記載してください。

《第三表》

令和 01 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (分離課税用)

F A 0 0 3 7

住所 〇市××町△△1-2-3
フリ氏名 コクゼイ イチロウ 国税 一郎

整理番号 一連番号
特例適用条文
法 条 項 号
所法 指法 震法 条の の 項 号
所法 指法 震法 条の の 項 号
所法 指法 震法 条の の 項 号

第三表

(令和元年分以降用)

○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡 一般分	シ									
		短期譲渡 軽減分	ス									
		長期譲渡 一般分	セ									
		長期譲渡 特定分	ソ									
		長期譲渡 軽減分	タ									
		一般株式等の譲渡	チ			3	5	0	0	0	0	
		上場株式等の譲渡	ツ		1	2	1	4	0	0	0	0
		上場株式等の配当等	テ									
		先物取引	ト									
		所得金額	分離課税	山林	ナ							
退職	ニ											
短期譲渡 一般分	59											
短期譲渡 軽減分	60											
長期譲渡 一般分	61											
長期譲渡 特定分	62											
長期譲渡 軽減分	63											
一般株式等の譲渡	64					1	5	0	0	0	0	
上場株式等の譲渡	65				2	0	3	8	6	0	0	0
上場株式等の配当等	66											
先物取引	67											
税金の計算	課税される所得金額	山林	68									
		退職	69									
		総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑨)	9		1	5	0	0	0	0	0	
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑫)	25		2	0	0	0	0	0		
		⑨ 対応分	70		1	3	0	0	0	0	0	
		59 60 対応分	71					0	0	0		
		61 62 63 対応分	72					0	0	0		
		64 65 対応分	73		2	0	5	3	6	0	0	
		66 対応分	74					0	0	0		
		67 対応分	75					0	0	0		
68 対応分	76					0	0	0				
69 対応分	77					0	0	0				

税金の計算

70 対応分	78		2	7	5	4	0	0	0
71 対応分	79								
72 対応分	80								
73 対応分	81		3	0	8	0	4	0	0
74 対応分	82								
75 対応分	83								
76 対応分	84								
77 対応分	85								
78から85までの合計 (申告書B第一表の⑬に転記)	86		5	8	3	4	4	0	0
株主等配当等先物取引	87								
本年分の64、65から差し引く繰越損失額	88								
翌年以後に繰り越される損失の金額	89								
本年分の66から差し引く繰越損失額	90								
本年分の67から差し引く繰越損失額	91								
翌年以後に繰り越される損失の金額	92								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円

申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書B第一表の種類欄「分離」及び「国出」を「○」で囲ってください。

《第一表》

令和 01 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 申告書B

住所 〇市××町△△1-2-3
フリ氏名 コクゼイ イチロウ 国税 一郎

種類 青色 〇 〇 損失修正